令和８年度　那珂湊中学区市政懇談会

日時：令和８年７月１２日（日）　１６：１５～１７：４５

場所：那珂湊コミュニティセンター

【事前質問】.....1
1　相金地区田んぼの不法ゴミ投棄の対策について（相金自治会）.....1
（廃棄物対策課回答）.....1
2　避難道路の舗装について（湊泉町自治会）.....1
（道路整備課回答）.....1
3　防犯カメラの設置について（湊泉町自治会）.....2
（市民活動課回答）.....2
4　道路改良整備の進捗状況について（柳沢美田多自治会）.....2
（道路整備課回答）.....2
5　県への歩道整備の働きかけのその後について（柳沢美田多自治会）.....3
（道路管理課回答）.....3
6　横断歩道の設置について（柳沢美田多自治会）.....3
（生活安全課回答）.....3
【懇談内容】.....4
1　予備費について（個人参加）.....4
（総務部長回答）.....4
2　県道の移管ついて（神敷台自治会）.....4
（都市建設部長回答）.....4
3　個人所有地について（個人参加）.....4
（市長回答）.....4
4　プレミアム商品券について（湊本町自治会）.....5
（市長回答）.....5
（経済環境部長回答）.....5
（意見）.....6
（市長補足）.....6
5　避難道路の舗装について（湊泉町自治会）.....7
（都市建設部長回答）.....7
（再質問）.....7
（都市建設部長回答）.....7
（要望）.....8
（都市建設部長回答）.....8

【事前質問】

１　相金地区田んぼの不法ゴミ投棄の対策について（相金自治会）

田の際，特に耕作放棄地に不法投棄が多く，看板は一か所に設置されているが効果は薄い。そういった場所については，看板の設置数を増やす，防犯カメラを設置するなどの不法投棄防止に向けた対策を希望する。

（廃棄物対策課回答）

市では，市職員や不法投棄監視員による定期的なパトロール等を実施し，不法投棄の防止に努めているところです。

しかしながら，市内全域において監視を徹底するには限界があり，市のみの取組みでは，十分な対応は難しいというのが実情であることから，不法投棄防止には土地所有者や近隣住民の皆様のご理解とご協力が欠かせません。

そこで，不法投棄を未然に防止する策として，廃棄物対策課の窓口では，土地所有者の方に対し，「不法投棄防止のための看板」や「ダミーカメラ」を無償で配布しておりますので，是非，ご活用いただければと思います。

なお，本物の防犯カメラにつきましては，設置場所や運用面などに課題が多いことから，ダミーカメラとさせていただいております。

また，これらの設置は，土地所有者の方ご自身で行っていただくようお願いいたします。

今後も，地域の美化，不法投棄の防止等に自治会の皆様方と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので，ご理解，ご協力をお願いいたします。

２　避難道路の舗装について（湊泉町自治会）

泉町・八幡集会所への避難道路になっている湊中部地区２４６号線の一部区間の舗装要望を令和６年に事前質問，翌年は担当者へ直接質問しており，市道から県道へ雨水排水を流せないことから対策を検討すると回答を得ている。その後の対策検討結果について説明をしてほしい。

（道路整備課回答）

ご要望の道路整備が進まない要因として，大きく２つの課題があります。

１つ目は，道路の勾配が急であることから，舗装を行いますと道路に降った雨水が舗装の表面を流れることで，近隣の土地に流入する恐れがあることです。これを防ぐには側溝等により雨水を下流の県道側溝へ導く必要がありますが，県では原則として県道以外からの流入を認めておりません。

２つ目は，道路の境界が未確定となっている区間があることです。側溝は地形の制約から道路南側の境界近くに設置する必要があるため，道路境界が未確定のまま工事を行いま

すと隣接地権者とのトラブルになると思われます。
　これらの課題のうち，１つ目の課題については，今年度中に県道が市へ移管されることになりますので，道路排水の問題を，市で解決できるようになる見込みです。
　しかし，２つ目の課題については，道路境界を確定する必要がありますので，地権者のご協力なくしては，事業を進めることはできませんので，御理解くださいますようお願いいたします。

３　防犯カメラの設置について（湊泉町自治会）

　自治会として防犯カメラの設置を検討している。防犯カメラの設置可能場所，カメラの向きや角度，映像データの管理方法の基準について教示願いたい。また，防犯カメラ設置にあたって自治会として利用可能な補助制度の有無についても教示願いたい。補助制度がない場合には，創設を希望する。

（市民活動課回答）

　市における街頭防犯カメラにつきましては，地域の安心・安全のために防犯対策を目的として設置しており，設置場所は，ひたちなか警察署と協議を行い，犯罪発生状況などを総合的に勘案し決定しております。
　昨今，カメラによる犯罪捜査において効果を発揮されており，その有用性が一般的に認識されております。
　現状においては，自治会等がカメラを設置するにあたり，法的な規制は無い状況にありますが，プライバシー侵害等に十分配慮する必要があると考えております。
　また，補助制度につきましては，防犯カメラを対象とした補助制度は運用しておりませんが，防犯・防災を目的とした「安全なまちづくり補助金」の補助内容を含めて総合的に検討してまいります。

４　道路改良整備の進捗状況について（柳沢美田多自治会）

　令和６年度市政懇談会の事前質問で提出しました「湊１級２０号線の整備」の回答は，「湊西部６３号線の整備（柳が丘・柳沢美田多・関戸町自治会からの要望）を優先し，その後検討する」と回答を得ている。
　その「湊西部６３号線の整備」が終了したため，「湊１級２０号線の整備」について，本格的な検討に入って頂けるのか説明が欲しい。

（道路整備課回答）

　柳沢美田多地区の道路整備については，児童や生徒の安全を確保するための通学路整備として，令和元年から５年にかけて湊１級１４号線の一部区間（県道那珂湊那珂線からふるさと農道まで）を幅員１２ｍで整備し，令和７年度に湊西部地区６３号線の一部区間（県

道那珂湊那珂線から柳が丘団地入口まで）を幅員８ｍで整備を行いました。

ご要望されている湊１級２０号線につきましては，道路の北側に水路や鉄道が近接し，南側は急斜面であるため，大規模な土留めや法面保護が必要となり，多額の費用を要することになります。このことから，長期的な見通しに立って検討する必要があるため，すぐに着手することができないことをご理解ください。

なお，改めて現地確認をしたところ，雑木林に覆われ日中でも薄暗い見通しの悪い道路となっておりますので，雑木林の所有者へ道路にはみ出した枝等の適正な管理をお願いするなど安全対策に努めてまいります。

５　県への歩道整備の働きかけのその後について（柳沢美田多自治会）

令和６年度市政懇談会の事前質問で提出した柳沢跨道橋付近の歩道整備について，近辺の未整備箇所を含め県大宮土木事務所へ整備を要望するとの回答だったが，その後の進捗状況について伺う。

（道路管理課回答）

県道那珂湊那珂線の歩道整備の進捗状況について，道路管理者である県常陸大宮土木事務所に確認しましたところ，県からは，「安全に工事を進めるためには周辺の関係権利者の方々との調整や合意形成が不可欠であり，現在はその話し合いに向けた準備を進めている段階である」との回答でした。

市といたしましても，地域の皆様が安全に通行できるよう，引き続き県道の歩道整備について要望するとともに，県による調整やその後の対応が円滑に進むよう協力してまいります。

６　横断歩道の設置について（柳沢美田多自治会）

セブンイレブン柳沢店前のバス停は、小学生や近隣住民など多くの方が利用しています。また，同店舗を利用するために徒歩で県道を横断する住民も多く見られます。 当該道路は交通量が多く，住民や子供たちの安全な通行を確保するため，横断歩道の設置をお願いいたします。

（生活安全課回答）

横断歩道の設置については交通規制に該当するため，所管であるひたちなか警察署に現地調査を要望いたしました。調査の結果，当該箇所は，カーブにより見通しの悪い状況で安全確保が困難であり，横断者の利用も少ない状況であることから横断歩道の設置は困難であると回答を得ております。

警察との協議を踏まえ，現在，県道を管理する常陸大宮土木事務所に対し，「スピード落とせ」等の路面標示の設置を要望し，検討いただいているところです。

市といたしましては，交通量の多い当該道路において車両の減速を促すため，これと並行して注意喚起看板を設置するなどの対策を講じてまいります。

【懇談内容】

１　予備費について（個人参加）

先月の台風の影響で役所管轄の土地から自宅に木が倒れてきて，明日から撤去作業を行うと聞きました。その中で費用は予備費を使用すると説明されましたので，その予備費について伺います。

（総務部長回答）

予算の中に予備費という項目がございます。普通は支出項目が定められて，どういう事業に幾ら使いますという予算の決め方をしていますが，そこに入らない緊急的に支出するように予算を１億円持っています。これが予備費というものでございます。

６月３日の台風によって，ひたちなか市には約８，０００万円の被害総額が出ました。当然その倒木や土砂などの撤去予算はございませんので，予備費を充当しその撤去費用等に充てることでございます。

２　県道の移管ついて（神敷台自治会）

湊泉町自治会から事前質問の回答書の中で，「今年度中に県道が市へ移管されることになります」と記載がありますが，移管される県道の区間はどこからどこまでか，神敷台も入ってるのか伺いたいです。

（都市建設部長回答）

今年度中に移管されるところは，県道の名称で那珂湊大洗線と呼ばれている道路の旧道に当たるところです。神敷台のメインストリートになっているところから南側の海に向かって，船窪区画整理内に都市計画道路が５年ほど前に開通しておりますが，それが県道として開通しましたので，今年度中に元の県道を市に移管する手続きが行われるところでございます。場所につきましては，起点は船窪の葬儀場前の交差点で，終点は湊本町の県道水戸那珂湊線との交差点です。

３　個人所有地について（個人参加）

私が関わっている個人所有地の件についての見解を伺います。

（市長回答）

その件については，かねてより私も伺っております。もしかしたら皆さんに聞いてもら

いたいという思いがあるかもしれませんが，かなり個人的な話のため，今この市政懇談会ではなく，個別にお話をさせていただく方が良いと思っています。前々から市の見解を出させていただいておりますので，特にここでその件についての回答は控えさせていただこうと思っております。

４　プレミアム商品券について（湊本町自治会）

プレミアム商品券についてお伺いします。今回プレミアム商品券が以前より増額になりました。令和７年度の重点支援地方交付金の一部を使った事業であると市の担当者から聞きましたが，間違いないんでしょうか。

その目的に合わせていろいろな方法はあると思いますが，ひたちなか市では商品券が主な７年度交付決定額なのは，先ほど説明のあったいろんな分野での細かい配慮をした上で，市民の生活を守るという意識からちょっと離れてるのではないだろうかと感じましたので，できる範囲で結構でございますがお聞かせいただければと思います。

（市長回答）

まず，私の方から全体の考え方をお伝えします。これは国からの重点交付金で，令和７～８年度，２年にわたって使わせていただいております。プレミアム商品券や水道基本料金の減免，自治会に対して物価高騰ための防犯灯補助もさせていただいています。また，公共交通や農業者さらに病院等幅広く支援してるため，その予算のほぼすべてがプレミアム商品券ということではありません。

７年度と８年度に分けているので，見え方としてそうなってるのかもしれませんが，まず全体として様々なことに目配りしながら施策をやっております。それから今回のプレミアム商品券は消費者支援という形になります。例えば，４，０００円だけ給付をする方法は消費に回るかもしれませんが，貯金に回る可能性もあります。やはり経済自体を回すことを考えると，１万円出していただいて１万４，０００円分を使える方が，経済の回し方としてはダイナミックになります。今回はいわゆる乗数効果，要はかけてる値段以上に経済波及効果を大きくしていく狙いをもとに，消費者支援をやっていくという判断でプレミアム商品券をやったということです。そのプレミアム商品券の詳しい内容に関しては，この後経済環境部長からお話をさせていただきます。

（経済環境部長回答）

今の市長からもご説明がありましたが，今回のプレミアム商品券事業につきましては，市民全員への支給型ではなく，あえて購入型として実施をさせていただくこととなりました。理由といたしましては，やはり市民の皆様の生活支援という側面の他に，コロナ禍や物価高騰で落ち込んだ市内の７，０００以上の店舗の売り上げを伸ばすという２つの目的がございます。予算額が大体６億ありまして，今回この購入型にすることでこの６億に加

えて，購入される市民の皆様方の自己負担，これが１冊１万円で１４万冊用意をさせていただきましたので，市民の皆さんから１４億円が入ってきます。１４億と６億で合計約２０億になります。これが結果的に市内の買い物にすべてが回ることになります。従いまして，予算の３倍を超える消費効果が市内で確実に見込まれるということになります。

先ほど市長からもありましたが，これを単に全員に一律に支給すると大体４，０００円ぐらいになってしまいます。そこから全世帯に送るための郵送費や印刷費等を差し引かなくてはなりませんので，大体３，５００円くらいの額になってしまうというふうに想定をしています。

今回は複数冊購入できるようにしましたので，新たな消費を呼び起こす効果も期待しています。例えば，普段買えないような家電品を買ってみようかといった購買意欲を高める効果もございます。今回は市民全体の大体３分の１の４万７，３００人からお申し込みをいただきました。市はこれまでも非課税世帯に対しては現金給付，また子育て世帯には給食費や子育て応援手当など国と県の制度を活用しながら，優先的にピンポイントで現金給付などの支援を別途講じてまいりました。

６億という限られた財源をより効果的に活用し，現在物価が上昇して買い物がしづらい状況になっていますので，市民生活や市内事業者の支援，それに伴う地域経済の活性化，この両立を図る制度設計をさせていただきました。

一方で，なぜ事業者を守るのかということになると思いますが，事業者はやはり市民の皆様の雇用を支えています。また日常生活品を購入する時にも，市内のスーパーや小売店にお世話になっていると思っています。事業者の支援は事業者のためだけではなく，ひいては市民のためというふうに考えております。

県内においても，おっしゃるように購入型の商品券以外に，無償配布，また現金給付などやり方がいくつかありますけど，これは自治体ごとの考え方，或いは財政の規模によるもので，一律に比較できるものではないというふうに思っています。以上の理由から，今回の市の目指していこうとしている趣旨をぜひご理解いただきまして，ご協力をお願いいただけますようお願い申し上げます

（意見）

１万円すら貴重な生活者が先に１万円を払って，後に１万４，０００円と言われてもなかなか申し込めないことを，高齢者や子育て世代も含めて自治会の中で耳にする機会が多かったかったために，あえてこの場で質問させていただきました。

（市長補足）

１つの施策をするのには，やはり良い面と課題の面があるというのはご指摘の通りだと思います。それをなるべく少なくするように，例えば水道料金の減免は，事務費もほとんどかからない中で，本来皆さんに納めてもらっているものを無くして，何億円という規模

で出させていただいておりますし，また給食費の補助も出させていただいています。
そういったものを組み合わせながら，全体として物価高騰については，制度設計をさせていただいているところもありますので，貴重なご意見もいただきながら，また次の機会にどんな方法があるのかも考えていきたいと思います。

５　避難道路の舗装について（湊泉町自治会）

今年も避難道路の舗装についての事前質問を出したところ回答いただきました。先日も道路整備課がうちに来て説明をしていただきました。

最初の年は道路が狭いので検討します，２年目は県道に側溝をつなげない，そして今年は道路境界を確定しなくてはならない，要するに地権者の許可が必要であるというお話です。ただ私が思ってるのは，なぜ１年目の時にこの３年間かかった過程が分からなかったのか。もうはっきり言って，この道路は舗装できませんよということだと思います。質問を受けてからなぜ３年もかかっているのかお聞きしたいです。

（都市建設部長回答）

令和６年は事前質問，昨年は当日この会場でご質問いただいたと思います。令和６年と７年の回答は，記録を見ますとそれほど変わっていないと思います。理由としましては，かなり急勾配の細い坂道であり，そこを大雨が降った時に道路の表面を伝わって個人の敷地に雨水が入ってしまうため，その排水の施設を整備しないと舗装だけして終わりというわけにはいかないという問題があったと回答させていただいていると思います。

今回の事前質問の回答が境界の問題が１つ増えている理由は，令和６，７年の問題であった排水問題が，県から那珂湊大洗線が移管されることよって市道になりますので，排水施設を接続することが可能になります。物理的に実現可能性が増しましたが，次の問題としてその境界が一部未定の所があり，そこを決めていかないとできないということで，境界が決まればその整備が可能な状態にはなると思います。

（再質問）

地権者の協力が無いとできないのですか。

（都市建設部長回答）

排水整備や舗装工事をするにしても，道路以外のところを施工するわけにはまいりませんので，まずは沿道の方の財産と道路との境界をはっきりさせた上で，個人の敷地を勝手に舗装したりしないようにするために，境界はきちんと決めていきたいと思いますので，ご理解くださいますようお願いいたします

（要望）

私も市への要望が何年かはかかるとは思ってましたけど，３年経っても結論が出ないのであるなら，私も要望者の所に一緒に行きますので，むしろこういう理由でできませんと専門的な話をしていただければ要望者も納得すると思います。

（都市建設部長回答）

ただいまのご要望も含めたご意見ですが，本日道路整備課も来ておりますので，具体に市の今後の整備の考え方，何が課題になっていて，どの程度難しいのかというところも含めて，直接ご要望者に丁寧にご説明にまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。